

申告は  
**3月15日(金)**  
までに

# 確定申告 個人市民税・ 県民税申告

◆確定申告、個人市民税・県民税の申告会場のお知らせ

昨年度より、町ごとの区分を廃止しましたので、都合のつく日程の会場へ来場してください。

申告受付日程は、下記のとおりです。

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。  
※会場では、「コピー」をすることができません。

◆確定申告とは

毎年1月1日～12月31日の1年間の所得と、それに対する税金を正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)があります。  
自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

## 平成30年分所得税確定申告 平成31年度市民税・県民税申告受付日程表

日付	曜日	会場
2月 5日	火	吉浜公民館 1階会議室
2月 6日	水	
2月 8日	金	南部第2ふれあいプラザ 2階大会議室
2月13日	水	高取公民館 1階会議室
2月14日	木	
2月18日 ～ 3月15日	月～金	高浜市役所 会議棟 (土・日曜日を除く)

受付時間  
午前9時～午前11時30分、午後1時～3時30分

◆申告期限

- ・申告所得税および復興特別所得税 3月15日(金)
- ・贈与税 3月15日(金)
- ・消費税および地方消費税 4月1日(月)

◆振替納付日

- ・平成30年分申告所得税および復興特別所得税 4月22日(月)
- ・平成30年分消費税および地方消費税 4月24日(水)

◆個人市民税・県民税の申告をする必要のある方

平成31年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成30年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、申告をする必要があります。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならず持参してください。

申告期間中は、たいへん混雑しますので、わかるところは記入して来場してください。

担当職員が各施設へ出向き不在になるため、出張受付期間中は、市役所税務グループで申告の受付はできませんので了承してください。

問合せ先  
【刈谷税務署】  
☎21-6211  
・所得税および復興特別所得税など確定申告に関すること  
※電話は自動音声により案内しますので、問い合わせ内容に応じた番号を選択してください。  
【困税務グループ 市民税担当】  
☎52-1111  
(内線246・247)  
・市民税・県民税申告に関すること